

## 民生関係<つづき>

23	同和地区児童生徒入学支度金	臼田町・浅科村が実施しています。 佐久市・御代田町については、既に廃止されている事業であり、臼田町・浅科村においても同和対策事業の個人給付の見直しが順次行われている状況であるため、合併時廃止します。
----	---------------	--

## 保健福祉関係

24	福祉委員組織運営事業	4市町村とも同様に実施しています。合併時、現行どおりとします。
25	福祉センター管理運営	浅科村が実施しています。合併時、現行どおりとします。
26	福祉センター使用料	浅科村が実施しています。合併時、現行どおりとし、新市において他の会館使用料との整合を図ります。
27	社会福祉法人の助成	4市町村とも同様に実施しています。合併時、現行どおりとします。
28	戦傷病者、戦没者遺族援護事業	4市町村とも実施しています。合併時、新市において実施します。 概 要 ・戦傷病者補装具の給付申請手続の窓口 ・戦没者遺族への支援（補助金交付・特別弔慰金等の相談請求事務・戦没者追悼式） ・傷痍軍人会への補助金交付
29	遺族会補助金	佐久市・臼田町・御代田町が実施しています（浅科村は社会福祉協議会で補助）。 合併時、補助金交付基準を設け予算の範囲内で補助を行います。
30	傷痍軍人会補助金	
31	身体障害者福祉協会運営費補助金	
32	外国人障害者特別給付金支給	佐久市・浅科村が実施しています。合併時、佐久市・浅科村の例により実施します。 概 要 新市に住民登録を有する在留資格のある外国人で、公的年金の支給を受けることのできない障害者に対し、特別給付金として月額 20,000 円を支給する
33	手をつなぐ親の会補助金	佐久市・臼田町・御代田町が実施しています（浅科村は社会福祉協議会で補助）。 合併時、補助金交付基準を設け予算の範囲内で補助を行います。
34	保護司会補助金	佐久市・臼田町・御代田町が実施しています（浅科村は社会福祉協議会で補助）。 合併時、佐久市の例により実施します。 《補助金額》 1人につき年額 10,000 円
35	主任児童委員部会補助金	御代田町が実施しています。御代田町主任児童委員部会が独自に開催している研修会や講演会の活動等を、新市として実施するため、合併時、廃止します。
36	人権擁護委員会補助金	臼田町・御代田町が実施しています。佐久圏域で設けている佐久人権擁護委員協議会へ新市として補助を実施するため、合併時、廃止します。
37	更生保護婦人会補助金	臼田町・御代田町が実施しています。更生保護婦人会が有志婦人の自主的な団体であり、ボランティア的な性格なことから、合併時廃止します。
38	母親クラブ事業（児童館事業）	御代田町が実施しています。合併時、新市において実施します。 なお、男女共同参画の見地から、父親も積極的に参加するようなクラブとします。 概 要 児童館での活動を中心に、登録する地域を限定せず、子どもたちの活動を N P O ・ P T A 的に支援しながら親の意識向上に寄与し、児童館を地域で支援する組織として育成する 《補助金額》 県の基準による（限度額 189,000 円、補助率 3 分の 2）
39	介護施設貸付事務	4市町村とも施設を無償で貸付しています。 合併時、基準を定め使用料を徴収し貸付します。 概 要 使用者が収益を伴う事業を実施する場合は施設使用料を徴収する 修繕費は使用者負担とする
40	あいとぴあ臼田管理運営事業（総合福祉施設）	臼田町が実施しています。合併時、現行どおりとします。 使用料については、新市において他の会館等との整合を図ります。
41	あいとぴあ臼田ショートステイ運営事業	臼田町が実施しています。合併時、現行どおりとします。 概 要 概ね 65 才以上の虚弱老人等に短期入所サービスを提供し、閉じこもり防止や在宅介護の支援を図る
42	あいとぴあ臼田ショートステイ利用者負担金	臼田町が徴収しています。合併時、現行どおりとします。 《負担金額》 1日あたり 1,990 円（介護保険制度の短期入所報酬単価を参考に設定）
43	地域福祉センター（ハートピアみよた）管理運営事業	御代田町が実施しています。合併時、現行どおりとします。 使用料と送迎サービスについては、新市において他の会館等との整合を図ります。
44	生きがい活動支援通所事業	佐久市・浅科村・御代田町が実施していますが、利用者負担金・利用者負担金徴収方法・委託料に違いがあります。 合併時、利用者負担金は委託金額の 10%と食費の実費、負担金徴収方法は口座振替を原則とし、委託料は介護保険制度の要支援報酬単価を基本に新市において実施します。 《対象者》 概ね 65 才以上の介護保険の対象とならない高齢者等